

平成31・32年度島根県建設工事入札参加資格に係る
特別点を有する業種 有資格者 様

島根県土木部土木総務課長
(公 印 省 略)

平成31・32年度島根県建設工事入札参加資格における特別点を有する業種の
中途の技術者要件の変更に伴う格付変更の取り扱いについて（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成31・32年度島根県建設工事入札参加資格における特別点を有する業種の格付については、島根県建設工事入札参加資格者格付要領（以下、「格付要領」という。）に基づき、総合点数と併せて技術者要件を基に格付を行っているところです。（下記、格付要件参照。）

格付要件となる総合点数につきましては、当初認定時のものを2年間有効としていますが、格付要件に係る技術者要件につきましては、当初認定時以降、入札参加資格有効期間中の中途に変更があった場合、下記のとおり格付を変更する取り扱いとしていますので、周知いたします。

該当する方は、下記により入札参加資格変更届を提出して頂きますようよろしくお願いいたします。

記

1. 格付要領に規定する格付要件

(1) 土木一式工事

等級	総合点数
A	950点以上
B	700点以上949点以下
C	699点以下

A等級の基準点以上となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける。

B等級の基準以上となるもので土木一式工事に係る資格を有する技術者が2名未満の場合はC等級に格付ける。

(2) 建築一式工事

等級	総合点数
A	950点以上
B	700点以上949点以下
C	699点以下

A等級の基準点以上となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける。

(3) とび・土工・コンクリート工事（法面処理のみ）

等級	総合点数
A	1000点以上
B	800点以上999点以下
C	799点以下

A等級の基準点以上となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける。

B等級の基準以上となるものでとび・土工・コンクリート工事に係る資格を有する技術者が2名未満の場合はC等級に格付ける。

(4) 舗装工事（アスファルト舗装のみ）

等級	総合点数
A	1100点以上
B	850点以上1099点以下
C	849点以下

A等級の基準点以上となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける。

B等級の基準以上となるもので舗装工事に係る資格を有する技術者が2名未満の場合はC等級に格付ける。

2. 技術者要件の中途変更に伴う格付変更について

直接的且つ恒常的な雇用関係にある技術者のうち格付に係わる技術者数に変更があった場合は、「平成31・32年度入札参加資格変更申請チェック表（工事）」（建設産業対策室ホームページに掲載）及び技術者の資格証（写）、健康保険証（写）、雇用開始日（または雇用終了日）の確認できる資料を提出願います。審査確認後、以下のとおり格付を変更します。

- (1) 総合点数が要件を満たす点数を認定されているが、技術者数により下位に格付された方で、技術者の増により認定要件を満たされた方は、通常（現行より上位）の格付に変更する。
- (2) 総合点数及び技術者数により現行の格付の認定を受けている方で、技術者の減により認定要件を満たさなくなった方は、現行より下位の格付に変更する。

3. 提出先・格付に関する問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部土木総務課建設産業対策室

TEL:0852-22-5185 FAX:0852-22-5782 E-mail:denshi-tyoutatsu@pref.shimane.lg.jp